

## 経済学史学会終身会員規程

- 1 会則第 5 条 3 の終身会員の資格は、当該年度において 65 歳以上の非定職者の会員で本学会在籍年数が 10 年をこえる者とする。ただし、在籍年数が 10 年に満たない者であっても、65 歳以上の会員は当該年度より 5 年間の年会費を一括して支払うことによって、また、在籍年数が 5 年をこえる 70 歳以上の会員は当該年度の会費を支払うことによって、終身会員となることができる。
- 2 終身会員となるには、別に定める「終身会員申請書」を幹事会に提出し、幹事会の承認を得なければならない。ただし、申請時にその年度までの年会費の未納がある場合は申請を受けつけない。
- 3 終身会員は、幹事・監事の任期開始時において 68 歳以上のとき、幹事・監事の選挙人となることはできない。
- 4 終身会員は、会則第 12 条の委員および地方部会の幹事等になることができる。
- 5 終身会員規程の改廃は幹事会が行う。

(2021 年 2 月施行)